

イギリス行政訴訟法仮訳

榊原秀訓（名古屋経済大学）

目次

- 1 1981年最高法院法第31条
- 2 民事訴訟手続規則第54部
- 3 民事訴訟手続規則第54部実務指令
- 4 行政裁判所主任裁判官 Scott Baker 裁判官による年次声明

（なお、重要性が低いと思われる部分を一部省略した）

1 1981年最高法院法第31条

(司法審査申請)

第31条 (1) 次の形態の救済の一つ又は複数を求めての高等法院への申請は、司法審査申請として知られる手続によって裁判所の規則に従ってなされなければならない。

- (a)職務執行、禁止若しくは移送の命令
- (b)次項に基づく宣言的判決若しくは差止命令又は
- (c)第30条に基づく差止命令

(2) 救済を求める司法審査の申請がなされ、かつ、高等法院が次のことを考慮して、宣言的判決がなされ、又は差止命令が与えられることが適正であり、相当であるとするすべての場合に、この項の下で、宣言的判決がなされ、又は、差止命令を与えることができる。

- (a)いかなる救済が職権命令、禁止命令又は移送命令によって与えられかの点についての問題の性質
- (b)救済がそのような命令によって与えられ得る人や団体の性質及び
- (c)事案のすべての状況

(3) 裁判所規則に従って高等法院の許可が得られない限り、いかなる司法審査の申請もなされない。裁判所は、申請者が申請に関連する問題における十分な利益(sufficient interest)を有すると考えない限り、そのような申請をなす許可を与えてはならない。

(4) 司法審査の申請に基づいて、高等法院は、次の場合、原告に対する損害賠償を与えることができる。

- (a)原告が申請とともに、申請に関連するなんらかの問題から生じる損害賠償の請求を加えた場合及び
- (b)請求が原告の申請をなす際に原告によって始められた訴訟において請求がなされた場合、原告が損害賠償を与えられたであろうことに裁判所が納得した場合

(5) 移送命令を求める司法審査の申請に基づいて、高等法院が申請に関連する決定を取消す場合、高等法院は、問題を裁判所、審判所又は当該当局に、高等法院の事実認定に従って、それを再考し、決定に至ることを求める指令とともに、委ねることができる。

(6) 高等法院が司法審査申請をなす際に不適切な遅延が存在したと考える場合には、裁判所は次のものを与えることを拒否することができる。

- (a)申請をなすための許可又は
- (b)申請において求められた救済

(7) 前項は、司法審査申請がなされ得る出訴期間を制限する効果を有する法令又は裁判所の規則を害するものではない。

2 民事訴訟手続規則第 5 4 部

(範囲及び解釈)

54.1 (1) この部は、司法審査についての規則を含む。

(2) この部において、

(a) 「司法審査請求(claim for judicial review)」は、次のものに関する適法性の審査の請求を意味する。

(i) 法令(enactment)または(ii)公的機能の行使との関係における決定(decision)、作為(action)又は不作為(failure to act)

(b)職務執行の命令は、「職務執行命令(mandatory order)」と呼ぶ。

(c)禁止の命令は「禁止命令(prohibiting order)」と呼ぶ。

(d)移送の命令は、「取消命令(quashing order)」と呼ぶ。

(e) 「司法審査手続(the judicial review procedure)」は、この部によって修正された第 8 部の手続を意味する。

(f) 「利害関係者(interested party)」は、(原告及び被告以外の)請求によって直接影響を受けるすべての者を意味する。

(g) 「裁判所(court)」は、異なるように述べられない限り、高等法院を意味する。

(規則 8.1(6)(b)は、規則又は実務指令が、特定の類型の手続に関して、第 8 部がその手続に適用さるとき、第 8 部において規定された規則のいずれかを適用せず、又は修正することができることを規定している。)

(この部が用いられなければならないとき)

54.2 司法審査手続は、原告が次のものを求める場合、司法審査請求において用いられなければならない。

(a)職務執行命令

(b)禁止命令

(c)取消命令又は

(d)(ある者が行為する権限を有しない官職において行為することを差し止める)1981 年最高法院法第 30 条の下での差止命令

(この部が用いられ得る場合)

54.3 (1) 司法審査手続は、原告が次のものを求める場合、司法審査請求において用いられ得る。

(a)宣言的判決又は

(b)差止命令

(1981年最高法院法第30条第2項は、裁判所が司法審査請求において宣言的判決又は差止命令を与えることができる状況を規定している。)

(原告が規則54.2に掲げられた救済手段の一つに加えて宣言的判決又は差止命令を求める場合、司法審査手続が用いられなければならない。)

(2)司法審査請求は、損害賠償請求を含むことができる。ただし、損害賠償請求を単独で求めることはできない。

(1981年最高法院法第31条第4項は、裁判所が司法審査請求において損害賠償請求を与えることができる状況を規定している。)

(許可の要求)

54.4 司法審査請求においては、この部の下で開始された場合又は行政裁判所に移送された場合、手続を進行するために、裁判所の許可が要求される。

(請求書提出の出訴期間)

54.5 (1)請求書は、次のように提出されなければならない。

(a)迅速に、かつ、

(b)いかなる場合も、請求をなすための根拠が最初に生じてから3ヶ月以内に

(2)この規則における出訴期間は、当事者の合意によって延長することはできない。

(3)この規則は、なんらかの他の法令が司法審査請求をなすために短期の出訴期間を規定する場合には適用されない。

(請求書)

54.6 (1)規則8.2(請求書の内容)において規定された事項に加えて、原告は、また、次のものを述べなければならない。

(a)原告が利害関係者であるとするすべての者の氏名及び住所

(b)原告が司法審査請求を進行するための許可を請求していること及び

(c)原告が請求しているすべての救済手段(すべての仮の救済手段を含む)

(規則第25部は、仮の救済手段の申請の仕方を規定する。)

(2)請求書は、関連する実務命令によって要求される文書が添付されなければならない。

(請求書の送達)

54.7 (1)請求書は、発行日の7日以内に、次の者に送達されなければならない。

(a)被告及び

(b)裁判所が異なるように指令しない限り、原告が利害関係者であるとするすべての者

(送達の確認)

54.8 司法審査に参加を希望する、請求書を送達されたすべての者は、この規則の次の規定に従

って、関連する実務書において送達の確認を提出しなければならない。

(2) 送達の確認は、可能な限り速やかに、かつ、いかなる場合にも、それが提出されてから、7日以内に、次のようであればならない。

(a) 請求書の送達後、21日以内に提出されなければならない。かつ、

(b) 次の者に送達されなければならない。

(i) 原告及び

(ii) 規則 54.7(b) の下の指令に従って、請求書において氏名をあげられた他のすべての者

(3) この規則の下での出訴期間は、当事者の合意によって延長することはできない。

(4) 送達の確認は、

(a) 次のようであればならない。

(i) それを提出した者が請求を争おうとする場合は、そうする根拠の概略を述べなければならない。かつ、

(ii) それを提出する者が利害関係者とするすべての者の氏名及び住所を述べなければならない。

(b) 指令の申請書を含む又はそれを添付することができる。

(5) 規則 10.3(2) は、適用しない。

(送達の確認を提出しないこと)

54.9 (1) 請求書を送達された者が規則 54.8 に従って送達の確認を提出しない場合、その者は、

(a) 裁判所がそうすることを認めない限り、許可が与えられるべきか否か決定するための聴聞に参加することができない。ただし、

(b) その者が規則 54.14 又は次のものの提出及び送達に関する裁判所の他の指令に従うならば、司法審査の聴聞に参加することができる。

(i) 請求を争うための又は追加的根拠に基づいてそれを支持するための詳細な根拠

(ii) すべての書面での証拠

(2) その者が司法審査の聴聞に参加する場合、裁判所は、費用についてなすなんらかの命令を決定するときに、送達の確認を提出しないことを考慮することができる。

(3) 規則 8.4 は、適用しない。

(許可の付与)

54.10 (1) 手続を進行するための許可が与えられる場合、裁判所はまた指令を与えることができる。

(2) 前項に基づく指令は、請求が関連する手続の停止(stay)を含むことができる。

(規則 3.7 は、手続を進行する許可が与えられたとき、支払うべき手数料の未払いの制裁を規定

する。)

(許可を与える又は拒否する命令の送達)

54.11 裁判所は、次のものを送達する。

(a)許可を与える又は拒否する命令及び

(b)すべての指令

次のものについて

(i)原告、

(ii)被告及び

(iii)送達の確認を提出した他のすべての者

(聴聞なしでの許可決定)

54.12 (1)この規則は、裁判所が聴聞なしで次のことをする場合に適用する。

(a)手続を進行する許可を拒否する場合又は

(b)次のように手続を進行する許可を与える場合

(i)条件付きで、又は、

(ii)特定の根拠についてのみ

(2)裁判所は、規則 54.11 に従って、許可を与える又は許可を拒否する命令を送達するとき、決定をなす理由を送達しなければならない。

(3)原告は、抗告することができないが、決定が聴聞において再考察されるよう請求することができる。

(4)前項に基づく請求は、第2項に基づく理由の送達から7日以内に提出されなければならない。

(5)原告、被告及び送達の確認を提出した他のすべての者は、聴聞日の少なくとも2日前に通知を与えられる。

(被告等は、却下の申請をすることができない)

54.13 被告も請求書を送達された他のすべての者も、手続を進行する許可を与える命令を却下するための申立てをなすことはできない。

(応答)

54.14 (1)請求を争おうとする又は追加的根拠に基づいてそれを支持することを希望する被告及び請求書を送達された他のすべての者は、許可を与える命令の送達から35日以内に、次のものを提出し、送達しなければならない。

(a)請求を争おうとする又は追加的根拠に基づいてそれを支持するための詳細な根拠及び

(b)すべての書面での証拠

(2)次の規則は、適用しない。

(a)規則 8.5 (3) 及び 8.5 (4) (被告が送達の確認と同時に書面での証拠を提出し、送達するために) 及び、

(b)規則 8.5 (5) 及び 8.5 (6) (原告が 14 日以内に、応答を提出し、送達するために)
(原告が追加的根拠に依拠しようとする場合)

54.15 原告が手続を進行する許可を与えられた根拠とは異なる根拠に依拠しようとする場合は、裁判所の許可が要求される。

(証拠)

54.16 (1) 規則 8.6 は、適用しない。

(2) いかなる書面での証拠も次のようでない限り、依拠することができない。

(a) 次のものに従って、送達されない限り、

(i) この部の下での規則に従って、若しくは、

(ii) 裁判所の指令に従って、又は

(b) 裁判所が許可を与えない限り、

(すべての者を聴聞する裁判所の権限)

54.17 (1) すべての者は次のものの許可を申請することができる。

(a) 証拠を提出すること又は

(b) 司法審査の聴聞において意見を陳述すること

(2) 前項の申請は、迅速になされなければならない

(司法審査は、聴聞なしで判決を下すことができる)

54.18 裁判所は、すべての当事者が同意する場合、聴聞なしで司法審査請求の判決を下すことができる。

(取消命令に関する裁判所の権限)

54.19 (1) この規則は、請求が関連する決定に関して、裁判所が取消命令をなす場合に適用する。

(2) 裁判所は、次のことができる。

(a) 問題を決定権者に委ねることができる。及び、

(b) 決定権者に問題を再考察し、裁判所の判決に従って決定をなすように指令することができる。

(3) 裁判所が問題を決定権者に委ねることに役立ついかなる目的も存在しないと考えるとき、裁判所は、すべての制定法上の規定に服して、自ら決定をなすことができる。

(制定法上の権限が審判所、人又は他の団体に与えられている場合、裁判所は、自ら決定をなすことができないことが実情である。)

{ 移送 }

54.20 裁判所は、次のことができる。

(a) 請求がそれがこの部の下で開始されたものではないものとして継続することを命じることができる。

(b) 上記の場合、請求の将来の管理について指令を与えることができる。

(規則第 30 部 (移送) は、行政裁判所への移送及び行政裁判所からの移送に適用する。)

3 民事訴訟手続規則第 5 4 部実務指令

この実務指令は、第 5 4 部を補足するものである。

1 . 1 第 5 4 部及びこの実務指令に加えて、注意が次のものに向けられなければならない。

- ・ 1 9 8 1 年最高法院法第 3 1 条及び
- ・ 1 9 9 8 年人権法

裁判所

2 . 1 第 5 4 部の司法審査請求は、行政裁判所において扱われる。

2 . 2 請求がロンドンの行政裁判所において手続を進行する場合、文書は、ロンドン WC 2 A 2 L L、Strand の中央裁判所の行政裁判所事務局に提出されなければならない。

2 . 3 請求がウェールズの行政裁判所において手続が進められる場合(パラグラフ 3 . 1 参照)、文書は、カディフの CF 1 0 3 P G、Cathays Park の法裁判所に提出されなければならない。

緊急の申請

2 . 4 緊急性が司法審査請求をロンドン又はカディフ以外でなされることを必要とする場合、ロンドンの行政裁判所は、請求書の提出に先立って(必要な場合、電話で)相談されるべきである。

ウェールズにおける司法審査請求

3 . 1 司法審査請求は、請求又は求められたすべての救済手段が次のものを含む場合、ウェールズにおける行政裁判所に提起されることができる。

(1) 1 9 9 8 年ウェールズ統治法から生じる地方分権問題

(2) ウェールズ議会、ウェールズ行政府又は(ウェールズ地方当局を含む)すべてのウェールズの公的機関にかかわる問題(それが地方分権の問題を含むか否かにかかわらず)

3 . 2 上記請求は、また中央裁判所の行政裁判所に提起されることができる。

規則 5 4 . 5 - 請求書提出の出訴期間

4 . 1 請求が判決、命令又は有罪判決を取消すものである場合、請求をなす根拠が最初に生じた日は、規則 5 4 . 5 (1)(b) の目的にとって、その判決、命令又は有罪判決の日である。

規則 5 4 . 6 請求書

利害関係者

5.1 司法審査請求が裁判所又は審判所における手続に関連している場合は、これらの手続の他のすべての当事者も請求書において、規則54.6(1)(a)の下に利害関係者として氏名をあげられなければならない(したがって、規則54.7(b)の下で請求書を送達される)。

5.2 例えば、治安判事裁判所又は刑事法院における刑事事件の被告人によるその事案における決定の司法審査請求において、起訴が常に違い関係者として氏名をあげられなければならない。

人権

5.3 原告が1998年人権法の下でなんらかの問題を提起することを求めている場合、又はその法の下で利用できる救済手段を求める場合、請求書は、第16部を補足する実務指令のパラグラフ16によって要求される情報を含まなければならない。

地方分権問題

5.4 原告が地方分権問題を提起しようとする場合、請求書は次のようであるなければならない。

(1) 原告が地方分権問題を提起することを明確にし、1998年のウェールズ統治法、1998年の北アイルランド法又は1998年のスコットランド法の関連規定を確認しなければならない。かつ、

(2) 地方分権問題が生じると主張される基礎についての事実、状況及び法的論点の要約を含まなければならない。

5.5 この実務指令において、「地方分権問題」は、1998年ウェールズ統治法付則8パラグラフ1、1998年北アイルランド法付則10パラグラフ1及び1998年スコットランド法付則6パラグラフ1におけると同じ意味を有する。

請求書

5.6 請求書は、次のものを含む、又はそれが添付されなければならない。

(1) 司法審査請求を提起するための原告の根拠に関する詳細な書面

(2) 依拠される事実に関する書面

(3) 請求書を提出する出訴期間の延長の申請

(4) 指令を求める申請

(5) 聴聞のための時間の推定

5.7 さらに、請求書は、次のものが添付されなければならない。

(1) 請求又は期間延長の申請を支持する書面での証拠

(2) 原告が取消しを求めるすべての命令の写し

(3) 司法審査請求が裁判所又は審判所の決定に関連している場合、その決定に至る理由の承認された写し

(4) 原告が依拠することを提案するすべての文書の写し

(5) 関連する制定法上の資料の写し

(6) 裁判所による事前の閲読のための本質的な文書の目録(依拠される箇所への頁の言及とともに)

5 . 8 上記の文書すべてを提出することが不可能である場合、原告は、文書が提出されていないこと及びそれらが現在利用できない理由を示さなければならない。

文書の束

5 . 9 原告は、パラグラフ 4 . 6 及び 4 . 7 において言及されたすべての文書を含む頁及び目次が付された束を 2 部提出しなければならない。

5 . 1 0 注意が規則 8 . 5 (1) 及び 8 . 5 (7) に向けられる。

規則 5 4 . 7 請求書の送達

6 . 1 規則 5 4 . 1 1 又は 5 4 . 1 2 (2) によって要求されるような例外を除いて、行政裁判所は、文書を送達せず、送達は、当事者によって執行されなければならない。

規則 5 4 . 8 送達の確認

7 . 1 注意は、規則 8 . 3 (2)、関連する実務指令及び規則 1 0 . 5 に向けられる。

規則 5 4 . 1 0 許可の付与

指令

8 . 1 規則 5 4 . 1 0 (1) の下での事件管理指令は、請求書及び他の者に関するすべての証拠の送達についての指令を含むことができる。

8 . 2 請求が 1 9 9 8 年人権法の下でなされる場合、指令は、国王に対する通知を与えるため又は当事者として国王に加わることをためになされることができる。注意が規則 1 9 . 4 A 及び第 1 9 部の第 1 条を補足する実務指令のパラグラフ 6 に向けられる。

8 . 3 指令は、司法審査請求の聴聞がロンドン又はカディフ以外で行われるのたためになされることができる。そのような指令をなす前に、裁判官は、その実行可能性について行政裁判所の責任を負う裁判官に相談する。

聴聞なしの許可

8 . 4 裁判官は、一般的に、最初に、聴聞なしの許可の問題を考察する。

許可の聴聞

8 . 5 被告又は他の利害関係者のいずれも裁判所が異なることを指令しない限り、許可の問題についての聴聞に出席する必要はない。

8 . 6 被告又はすべての当事者が聴聞に出席する場合、裁判所は、一般的に、原告に費用の命令をなさない。

規則 5 4 . 1 1 - 許可を与える又は拒否する命令の送達

9 . 1 許可を拒否する又はそれに条件を付し若しくは特定の根拠に基づいてのみ許可を与える

命令は、その決定に至る裁判所の理由を述べる、又はそれが添付されなければならない。

規則 54.14 応答

10.1 詳細な根拠を提出する当事者が未だ提出されていない文書に依拠しようとする場合、当事者は、詳細な根拠を提出するとき、これらの文書の頁を付した束を提出しなければならない。

規則 54.15 - 原告が追加的根拠に依拠することを求める場合

11.1 原告が司法審査請求の聴聞において追加的根拠に依拠しようとする場合、原告は、聴聞前丸7日前以内に（又は適当な場合には、予告済日に）裁判所及び請求書を送付された他のすべての者に通知しなければならない。

規則 54.16 - 証拠

12.1 開示は、裁判所が異なるように命じない限り、要求されない。

規則 54.17 - すべての人を聴聞する裁判所の権限

13.1 すべての当事者が同意する場合、裁判所は、規則 54.17 の下で聴聞なしで申請を扱うことができる。

13.2 司法審査請求の聴聞において、人が証拠を提出する、又は意見を陳述する許可を裁判所を与える場合、裁判所は、条件を付して許可する、及び事件管理指令を与えることができる。

13.3 許可の申請は、請求を確認し、誰が申請者であるかを説明し、及び何故、いかなる形態で申請者が聴聞に参加することを望むかを示す手紙によって行政裁判所事務局になされるべきである。

13.4 申請者が費用に関する見込み命令をもとめる場合、手紙は、いかなる種類の命令及びいかなる根拠かを述べるべきである。

13.5 参加の申請は、通常聴聞を遅延させないことが本質的であるので、合理的な限り早い機会になされなければならない。

規則 54.20 - 移送

14.1 注意は、規則 30.5 に向けられる。

14.2 請求が行政裁判所への移送に適しているか否か決定する際に、裁判所は、それが第 54 部が適用されるべき公法に関する問題を提起するか否かを考察する。

概略的主張

15.1 原告は、司法審査の聴聞日前 21 就労日以内に概略的主張を提出し、及び送達しなければならない。

15.2 司法審査の聴聞において意見を陳述しようとする被告及び他のすべての当事者は、司法審査の聴聞日前 14 就労日以内に概略的主張を提出し、及び送達しなければならない。

15.3 概略的主張は、次のものを含まなければならない。

(1) 判決の送達を含む、完全な聴聞のための時間の推定

(2) 論点の目録

(3) とられるべき法的論点の目録(依拠される箇所への頁の参照をもつすべての関連する判例とともに)

(4) 物事の経緯(文書の束への頁の参照をもつ(パラグラフ 1 6 . 1 参照))

(5) 裁判所の事前の閲読のための本質的文書の目録(依拠される箇所への頁の参照をもつ)(請求書とともに提出されたものとは異なる場合) 及びその閲読のための時間の推定並びに

(6) 言及される人の目録

提出されるべき文書の束

1 6 . 1 原告は、概略的主張を提出する場合、司法審査の聴聞のために要求されるすべての関連する文書の頁及び目次を付された束を提出しなければならない。

1 6 . 2 その束は、また聴聞において意見を陳述しようとする被告及び他のすべての当事者によって要求される文書を含まなければならない。

同意された最終的命

1 7 . 1 当事者が司法審査請求において最終的命がなされることについて合意する場合、原告は、裁判所において、提案され合意された命を正当化するものとして依拠された問題に関する簡潔な書面及び依拠されるすべての判例又は制定法上の規定の写しとともに、提案された合意された命の文言を規定するすべての当事者によって署名された文書を(写し 2 部とともに) 提出しなければならない。

1 7 . 2 裁判所は、前項において言及された文書を考察し、及び、命がなされるべきことに納得する場合、命をする。

1 7 . 3 裁判所が命がなされることに納得しない場合、聴聞日が設定される。

1 7 . 4 合意が費用の命にのみ関連する場合、当事者は、提案された命の文言を規定するすべての当事者によって署名された文書を提出する必要があるのみである。

4 行政裁判所主任裁判官 Scott Baker 裁判官による年次声明

1 . 指名された裁判官

現在、行政裁判所において審理を行うために、主席裁判官によって指名された 2 5 名の裁判官が存在する。それらは、行政裁判所事件を扱う場合の女王座部の追加的裁判官として活動する大法官部の 2 名と家事部の 2 名の裁判官を含む。現在指名された者の目録は、付録文書 A にあげられている。現在、行政裁判所は、6 つの法廷 法廷 1 , 2 , 3 , 1 0 , 2 7 及び 2 8 を定期的に使用している。日常的に、単独裁判官の審理及び、1 名又は 2 名の部裁判所に割り当てられた、

おおよそ8名の裁判官が存在する。

2. 現代の司法審査

2000年10月は、行政裁判所の導入及び以前の国王事務局リストの仕事に対する2つの基本的な改正 民事訴訟手続規則第54部の導入及び1998年人権法の施行をみた。現在、これらの変更の影響の評価をする期間である。

民事訴訟手続規則第54部は、パウマン審査の勧告に従ったものであり、司法審査の過程を改革してきた。2つの特別に注目すべき領域が存在する。第1に、被告及び利害関係者への請求書の送達及び、手続を進行するための許可が与えられるべきか否かを裁判所が考察する前に、裁判所に防御の根拠の要約を提出する当事者の能力である。この変更は、敗訴するであろう多くの事件を裁判所が書類段階で処理することを可能にしてきた。第2に、最初に文書に基づいて許可のすべての申請を考察することの導入は、より構造化された裁判官への事件の割り当てを意味してきた。裁判所の時間は、現在文書での申請を考察するために配分されている。拒否の後の再審査の比率は、パウマン勧告の知られていない要素 約50%で安定してきた。文書での考察は、過去1年において達成された待ち時間の減少への主要な貢献物であった。私は、待ち時間の問題について後に述べる。

2000年10月2日から2001年12月31日に受理した事件の内、約19%は人権法の問題を生じさせていると確認された。しかし、その法は、受理における格段の増加を生じさせたようには見えない。2001年の受理は、2000年の11%増加を示してきた。その増加は、民事司法審査における増加、特に難民事件における増加に貢献してきた(1876年に匹敵する2159件 15%の増加)。Alconbury 計画不服申立て事件 及び Kebilene 人権法前の起訴の問題 のような人権法問題を生じさせる多数の有名事件が生じてきた。

3. 2001年における裁判所の達成状況

2001年の間に、274の部裁判所の審理日が存在し、1447の単独裁判官の審理日及び102の非常勤高等法院裁判官の審理日が存在した。

2001年の統計は、受理の増加と待ち時間の改善を示してきた。

受理件数： 5298件(4407件の民事司法審査)

処理件数： 5398件が2001年に処理された。

(内訳統計省略)

2001年の間の待ち時間

司法審査請求の許可申請の決定のための平均待ち時間は、8週間(提起から決定まで)であった。

(すべての種類の事件の)実質の決定のための平均待ち時間は、20週間であった(提起から判決まで)。

迅速事件は、数週間の問題に掲載されている。

弁護士代理は、事件を準備するとき、これらの数字を留意すべきである。

裁判所の達成状況に照らして、裁判所が完全にリストにあげられ、事件が最後に和解するとき時間が浪費されないように、短期の予告済リストが再導入されてきた。短期に予告される事案の当事者は、これらの事件が特定の日から掲載され、それらはその日から1日以内の通知でリストに入れられるかもしれないと通知されるであろう。おおよそ、6事件が毎週短期に予告される。事件がこの期間に進まない場合、その期間の後可能な限り早い日が当事者との協議において確定されるであろう。

利用者の利益のために、現在の行政裁判所のリスト政策が、この声明に添付される(付録文書C)。

4. 利用者グループ

行政裁判所利用者グループは、裁判所利用者、裁判所職員及び指名された裁判官間の討論のための利用者フォーラムを提供する。私が公表しようとする将来のイニシアティブの幾つかは、これらの討論から生じてきた。

私は、グループが各期に継続的に集まることを考えている。私は、裁判所利用者が唯一のものとして与えるよう位置づけられている議事日程やフィードバックのための示唆を歓迎する。

5. 代替的解決手段の利用

私は、原告や法律助言者の注意を *The Queen on the application of Cowl, versus Plymouth City, 14/12/2001* [2001]EWCA Civ 1935 における控訴院判決に向ける。指名された裁判官は、適当な場合に完全に代替的手段によって紛争を解決するようにし、これを促進する方法を探求している。

5. 将来のイニシアティブ

・ 司法審査の訴訟前儀礼規則

儀礼規則は、2001年12月に公表され、2002年3月4日に施行された。その日以後に提起された司法審査請求は、儀礼規則が従われたことを示さなければならない。不遵守の理由が請求書において与えられなければならない。請求書は、現在過去16ヶ月の経験及び利用者のコメントに照らして、再考されている。再考された様式は、裁判所送達のウェブサイトにおいて、すぐに利用できるであろう。

・ 緊急事件手続

民事訴訟手続規則第54部は、司法審査請求の許可の緊急申請が口頭で行われる明示的規定をもっていない。利用者の関心の結果として、私は、現在、緊急申請及び仮の差止命令のために適用されるべき手続に関するガイダンスを発する。弁護士は、このガイダンスに従わなければならない。そして、明示的に不適当な申請がなされる場合、浪費された費用命令に考慮が与えられる

であろう。この手続の利用のためのガイダンスの完全な条件や様式は、この声明に添付されている（付録文書B）。

1．行政裁判所は、現在、司法審査の文書申請を、日々の基礎に割り当てており、裁判官は、また、「緊急裁判官」として活動する。

2．原告は、緊急の問題として許可の申請が聴聞されるための申請をする、及び／又は仮の差止命令を求める場合、原告は、次のことを述べる規定された様式を記載しなければならない。

（a）緊急性の必要性

（b）許可申請の考察のために求められた予定表、例えば、必要な場合には72時間以内及び

（c）実質的聴聞が行われるべき日

3．仮の差止命令が求められる場合、原告は、さらに、次のものを含まなければならない。

（a）命令案及び

（b）差止命令の根拠

4．原告は、（FAX及び郵便によって）被告及び利害関係者に、申請及び彼らが意見提出をすることができることについて助言し、請求書及び緊急申請を送達しなければならない。

5．仮の差止命令が求められる場合、原告は、（FAX及び郵便によって）被告及び利害関係者に、申請及び彼らが意見提出をすることができることについて助言し、命令案と申請の根拠を送達しなければならない。

6．裁判官は、請求された期間内に申請を考察し、適当と考える命令をなすことができる。

7．裁判官が、口頭聴聞が特定の期間内に行われることを指令する場合、当事者の代理人及び行政裁判所は、指令された期間内に許可の聴聞を設定するように、連絡するであろう。

・ 緊急便のために利用できるE mail アドレス

行政裁判所事務は、現在、緊急便のためのE mail アドレスを有している。アドレスは、文書の正式の提出のためには利用できない。これらのアドレスを利用するとき、事務の営業時間が注意されなければならない。4時30分後に送ったメールが翌日9時前に開かれると仮定されることはできない。

（E mail アドレス省略）

・ 改訂された再審査様式 司法審査

司法審査請求のための許可の申請の再審査のために用いられる様式を記載するとき、即時の効力をもつよう、原告は、文書での許可を拒否した単独裁判官によって与えられた理由に照らして、再審査の根拠を規定しなければならない。改訂された様式がこの声明に付録としてある（付録文書C）。

付録文書A

行政裁判所

(裁判官氏名省略)

付録文書B

行政裁判所に対する緊急申請のための手続

1. 2000年10月に、司法審査請求の許可の緊急な申請が口頭で行われるためにいかなる明示的な規定ももたない民事訴訟手続規則第54部が導入された。

2. 行政裁判所は、現在、緊急申請及び仮の差止命令に適用されるべき手続についての次のガイダンスを発している。このガイダンスに従うことが弁護士義務である。明示的に不適当な申請がなされる場合、浪費された費用命令に考慮が与えられるであろう。

3. 行政裁判所は、現在、文書での司法審査申請を日々の基礎に基づいて割り当て、1人の裁判官がまた「緊急裁判官」として活動している。

4. 原告が、緊急の問題として許可の申請が聴聞されるための申請をする、及び/又は仮の差止命令を求める場合、原告は、次のことを述べる規定された様式を記載しなければならない。

(a) 迅速の必要性

(b) 許可申請の考察のために求められた予定表、例えば、必要な場合には72時間以内(後のパラグラフ8参照)及び

(c) 実質的聴聞が行われるべき日

5. 仮の差止命令が求められる場合、原告は、さらに、次のものを提供しなければならない。

(a) 命令案及び

(b) 差止命令の根拠

6. 原告は、(FAX及び郵便によって)被告及び利害関係者に、申請及び彼らが意見提出をすることができることについて助言し、請求書及び緊急申請を送達しなければならない。

7. 仮の差止命令が求められる場合、原告は、(FAX及び郵便によって)被告及び利害関係者に、申請及び彼らが意見提出をすることができることについて助言し、命令案と申請の根拠を送達しなければならない。

8. 裁判官は、請求された期間内に申請を考察し、適当と考える命令をなすことができる。

9. 裁判官が、口頭聴聞が特定の期間内に行うことを指令する場合、当事者の代理人及び行政裁判所は、指令された期間内に許可の聴聞を設定するように、連絡するであろう。

行政裁判所参照番号: CO/

緊急の考察を求める請求

この様式は、原告の弁護士によって記載されなければならない

この様式及び請求書は、原告のソリシタによって、FAX及び郵便によって、被告及び利害関係者に送達されなければならない。

原告の氏名

原告のために活動するソリシタの氏名、住所及びF A X番号

原告のために活動するパリスタの氏名

被告の氏名

この様式及び請求書の送達日

送達を受けたF A X番号

利害関係者の氏名

この様式及び請求書の送達日

送達を受けたF A X番号

1 緊急性の理由

2 提案された予定表

(a) 許可の申請は、 時間 / 日以内に考察されるべきである。

(b) 時間の短縮が、送達の確認の提起のために求められる。

(c) 許可が与えられる場合、実質的聴聞が(日付)までに求められる。

3 仮の救済

次の根拠に基づいて付された命令案に照らして仮の救済が求められる。

署名

原告弁護士

日付

被告及び利害関係者に対する注意

請求の緊急性に関する意見は、fax によって行政裁判所事務局になされ得る— 0 2 0 7—9 4
7—6 8 0 2

付録文書C

行政裁判所におけるリスト掲載政策

2 0 0 2 年 2 月

実質的聴聞の設定

事件が実質的に聴聞される用意ができた場合、それは、予告済リストに入り、すべての当事者は、手紙によってこのことを知らされる。幾つかの事件は早期の聴聞日を要求し、設定されるように待っている他の事案に対する優先権をもつ—これらは、迅速処理予告済リストに入る。

パリスタが裁判所の記録に置かれてきた場合、その弁護士事務所は、聴聞の便利な日に合意するために、行政裁判所リスト事務局によって連絡を受ける。パリスタ事務員は、幾つかの日付を提供され、提供された日の1つを選ぶために、48時間有する。パリスタ事務員が48時間以内にリスト事務局に連絡をとらない場合、リスト事務局は、よりいっそうの通知なく、提供された日の1つに聴聞を設定し、当事者は、手紙によって予定を知らされる。聴聞がこの方法で掲載さ

れる場合、両当事者が合意するときのみ行政裁判所事務によって聴聞があげられる。合意しないならば、正式の延期の申請が、(すべての当事者への通知に基づいて)裁判所になされなければならない。原告が本人訴訟の場合にも、同じ手続が従われる。

短期予告済リスト

行政裁判所は、通常、聴聞のために設定された日を提供する一方で、またリストにおいて起こる無数の和解をカバーするために多数の事件を短期に予告する必要がある。短期に予告されるように選ばれる事件における当事者は、その事件が特定の日から掲載されるであろうこと、それらがその日から1日以内の通知でリストに入ることを知らされるであろう。おおよそ、6事件が毎週短期に予告される。事件がこの期間に進まない場合、その期間の後可能な限り早い日が当事者との協議において確定されるであろう。

開催日をあげること

リスト事務所のコントロール外で、状況がかなり短期の通知で聴聞をあげることをしなければならないことを必要とする状況が存在する。ときどき、これは事件が掲載される前日の遅くとも4時30分までになされ得る。これは、予期せず時間がかかる事件、裁判官が利用できない又は他の理由の結果としてであり得る。どの聴聞があげられなければならないか決定する際に、リスト事務局は、翌日のために掲載された事件を評価し、次の要素を考慮するであろう。

- ・ どの事件が、もし取り除かれるならば、リストにもっとも悪影響を与えないか(その目的は、可能な限り少ない事件、理想的には1つが延期されることである)
- ・ 利用できる減少した掲載時間を前提として、幾つの事件が延期されることが必要か。
- ・ なんらかの問題が以前に裁判所によって延期されてきたか。
- ・ 掲載された問題の緊急性及び年齢
- ・ 当事者及び/又はその代理人が本拠とする場所(これは幾つかの事件においては、当事者が聴聞の前日にロンドンに旅行するので、関連がある)
- ・ 他の掲載された問題を短期にする場合に、事件を「浮動にする」ことが適当であるか否か(事件は、当事者の同意なしで浮動にはされないであろう)
- ・ 事件を審理するために、裁判官が利用できる見込み

これらの要素を考慮した後、リスト事務局は、再設定されなければならない事件を決定し、当該当事者に、その聴聞があげられたことを知らせるであろう。事件記録は、問題は、裁判所によって再び延期されないことが記録されなければならない。裁判所は、また当事者に便利な次の利用できる日に事件を再設定する努力をするであろう。

Scott Baker